

審第1061号-1  
答申第599号  
令和6年6月4日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会  
委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月19日付け海健福第1231号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第1136号

令和2年12月28日付けで審査請求人から提起された、令和2年9月29日付け海健福第743号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年9月14日付けで、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求の内容

本件請求の内容は次のとおりである。

- (1) 以下の事業者の第一種動物取扱業の登録に係る書類一式（申請書及び添付書類、変更等に関する書類も含む）、立入の記録全て、苦情等に基づく指導の記録全て・〇〇〇〇（以下「本件施設A」という。）・〇〇〇〇（以下「本件施設B」という。）※但し、平成30年11月30日付け海健福第1171号の行政文書部分開示決定通知書にて開示された書類は除く。（このうち、「苦情等に基づく指導の記録全て」に係る部分を、以下「本件内容1」という。）
- (2) 本件施設A内の生物の譲渡し（有償・無償を問わない）について県職員が取り計らった行為の詳細がわかる記録すべて（譲渡し先への依頼に至る経緯がわかる記録や、依頼先がわかる記録等を含め、全ての記録）（以下「本件内容2」という。）

3 実施機関の決定

実施機関は、令和2年9月29日付け海健福第743号により、本件内容1については対象行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、また、本件内容2については対象行政文書を作成及び取得していないとして、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和2年12月28日付けで審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件決定は、次のとおり違法、不当である。

##### (1) 開示請求内容

審査請求人は、本件内容1及び本件内容2に係る行政文書を開示請求した。

##### (2) 本件内容1に係る行政文書について

本件決定の根拠として、「本件存否情報を明らかにすると、当該施設において法令違反があったのではないか等の憶測を呼び、当該施設を運営する法人の社会的信用を低下させ、事業活動に支障を及ぼすなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は条例第8条第3号イに該当する」と当該行政文書不開示決定通知書の別紙にて示されている。

しかし、なぜ「法令違反があったのではないか等の憶測を呼ぶ」可能性があるのか、一切根拠がなく、不明である。苦情とは、必ずしも法令違反に係るものではないことは自明のことである。

そもそも、寄せられた苦情の内容が法令違反にあたらぬのであれば、その旨が記録に書かれているはずである。もし、実際には法令違反ではないのに法令違反に当たると印象を与える記録が存在するのであれば、それは公文書を作成した者の能力の欠如であり、そのような記録がなされていないかどうかこそ、公文書開示により市民がチェックしなければならない事柄である。法令違反ではない事項について法令違反だと憶測されるなどという根拠のない杞憂を根拠としている本件決定は、不当な決定である。

また仮に法令違反があるのであれば、そのことこそ重大な問題であり、市民に対し開示されるべきである。

事実として、現に本件施設Aが明確な法律違反を行っていたが、そのことを容認

していると千葉県健康福祉部衛生指導課及び海匝健康福祉センターは審査請求人に対し、長期間にわたり繰り返し認めてきたのである。動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）により第一種動物取扱業の登録事業者は、廃業後30日以内に廃業した旨を自治体に届けなければならないが、本件施設Aは〇〇〇〇年〇〇〇〇月〇〇〇〇日をもって廃業したにもかかわらず、その届けを出していなかったのである。「法令違反があったのではないか等の憶測」ではなく、現に法令違反はあったのである。

また、本件施設Aは、〇〇〇〇で飼育していた〇〇〇〇（以下「本件動物」という。）を死なせてしまったが、廃業後から死に至るまで、本件動物が単独飼育で見捨てられた状態に置かれていたことについて、日本のマスメディアだけでなく、海外のマスメディアでも批判的報道が相次ぎ、国際的な問題となった。その結果、動物愛護法違反だとして千葉県警に告発状も出されている。現に法令違反はあったと審査請求人が考える根拠も当該告発状の内容と共通である。

死ぬ直前の本件動物は皮膚疾患を患い、深く大きくえぐれたような、深刻な外傷を負った状態であったことが死後に公表された動画により確認できるが、海匝健康福祉センターの職員は、その時期の立入検査時の本件動物の状態は以前と変わらないと審査請求人に対し電話で説明していたのである。明白な嘘であったが、本件動物の死後、そのことを問い詰めた審査請求人に対し、当該職員は「治療をしていたから（病気ではなく状態は以前と変わらないと考えられる）」と悪びれずに説明したのである。

このような経緯があり、審査請求人は千葉県の対応に不信感があり、かつ業務遂行能力に疑問を持っているため、開示請求を行うに至ったのである。

本件施設Aは、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」及び「展示動物の飼養及び保管に関する基準」の諸項目についても違反していたことは明らかであり、「法令違反があったのではないか等の憶測」ではなく、法令違反はあったと考えられる。これらのことについて審査請求人自身が苦情をたびたび申し立てていたのであり、自ら行った行為に関する記録すら開示されないというのは、おかしい話である。

本件施設Bが飼育する〇〇〇〇も、所有権は本件施設Aにあり、日常の管理も完

全に本件施設Aが行っている。実態として、本件施設Bに場所を借りた状態で本件施設Aが運営していると言って過言ではない施設であるが、施設は非常に狭く、かつ老朽化しており、審査請求人は、この施設についても苦情を申し立ててきたのである。

千葉県職員がこれらの施設の法令違反は憶測であるとした理由は、これらの法令違反に対し自らが真剣に対応せず、結果として動物を死なせた職務怠慢について隠蔽を図りたい一心であることが推察できる。

本件決定は杞憂及び隠蔽の意図に基づいた不当なものである。

### (3) 本件内容2に係る行政文書について

審査請求人が当該記録について開示請求を行ったのは、「本件施設A建物内の電気が止められており、〇〇〇〇が全て死んでしまうため、引き取ってほしい」と県職員が動物取扱業者に直接電話にて連絡している事実を審査請求人が把握しているからである。

当該行為の記録が存在しないのであれば、千葉県職員は意図的にこの事実を隠蔽しようとした可能性があり、審査請求人は再調査を求めるものである。

千葉県職員らは、本件動物に関しては、〇〇〇〇及びその他の企業、地方公共団体等から引き取ることができると申し出を受けていたにもかかわらず、本件施設Aに対し、いずれかの場所に本件動物を譲るよう指導しなかった。その結果本件動物は不適切飼養の末に死亡したが、千葉県職員らは、「民間企業の行為であるから譲渡について行政は介入できない」と、再三にわたり審査請求人に説明していたのである。

にもかかわらず、〇〇〇〇等の生物に関しては、千葉県職員が自ら業者に連絡をとるという積極的介入を行っているのはどういうことであろうか。大きな矛盾である。

千葉県職員らの本件動物譲渡に関する説明から判断するに、この〇〇〇〇等に関する介入は、行政が本件施設Aに便宜を図ったということになる。そのため、記録を隠蔽しようとしている疑いを、審査請求人は持っているのである。

せめて事実関係は記録に残されてしかるべきであり、そのことについて市民には知る権利がある。

- (4) 以上のことから、本件決定は憲法で保障された国民の知る権利を侵害しており、違法かつ不当である。本件決定を取り消し、全面開示を求めるものである。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 本件決定の理由について

###### (1) 不開示について

###### ア 条例第11条に該当：本件内容1に係る行政文書

特定の施設名を挙げて開示請求をしているものであり、本件内容1に係る行政文書の存否を答えること自体が特定の施設に対して苦情等に基づく指導が行われたという事実の有無を明らかにすることとなる。このことを明らかにすると、当該施設において法令違反があったのではないか等の憶測を呼び、当該施設を運営する法人の社会的信用を低下させ、事業活動に支障を及ぼすなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、この情報は条例第8条第3号イに該当する。

###### イ 文書不存在：本件内容2に係る行政文書

本件施設A内の生物の譲渡しについては、当該事業者から電話相談を受け、簡潔な助言をしたのみであり、本件内容2に係る行政文書は作成及び取得していない。

###### (2) 条例第8条第3号イ該当性について

一般的に、事業者に関する苦情等があった事実、苦情等に基づき事業者が指導を受けた事実及びそれらの件数が明らかにされた場合、苦情等の内容の真偽が定かでないにもかかわらず、当該事業者がその業務に関して何らかの法律違反等の不適切な行為があったのではないかと憶測を呼び、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、取引の相手方から忌避される等、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。よって本件内容1に係る行政文書は条例第8条第3号イに該当する。

###### (3) 条例第11条該当性について

本件内容1に係る行政文書については、その存否を明らかにするだけで、当該事業者に関する苦情があった事実、当該事業者が指導を受けた事実の有無が明らかと

なり、条例第8条第3号イの不開示情報を開示することになる。よって、本件内容1に係る行政文書に対しては、条例第11条を適用し、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが相当である。

## 2 弁明の内容について

### (1) 本件決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨では「本件決定の取り消しを求める。」と、審査請求の理由では「本件決定は杞憂及び隠蔽の意図に基づいた不当なもの」「市民には知る権利がある」と主張する。

しかしながら、本件内容1に係る行政文書は、上記1(2)のとおり、公にすることにより、対象事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号の規定により不開示情報に該当する。

また、上記1(3)のとおり、本件内容1に係る行政文書は、その存否を明らかにするだけで、行政指導を受けた事実の有無が明らかとなり、同号の不開示情報を開示することになる。したがって、条例第11条を適用して、本件内容1に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件決定を行ったことは、違法又は不当ではない。

本件内容2に係る行政文書については、審査請求人が主張するような事実はなく、上記1(1)イのとおり、行政文書は存在しない。

### (2) 結論

以上のことから、審査請求人がいう「本件決定は杞憂及び隠蔽の意図に基づいた不当なもの」「市民には知る権利がある」との理由をもって「本件決定の取り消しを求める」との主張には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定

本件請求の内容は、上記第2、2のとおりであり、本件決定に関する内容は、上記第2、3のとおりである。



これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めていることから、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

## 2 本件決定の妥当性

### (1) 本件内容1に係る本件決定の妥当性

ア 実施機関は、上記第4、1のとおり、本件内容1については、特定の施設名を挙げて開示請求が行われているものであり、本件内容1に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、本件施設A及び本件施設Bに対して苦情等に基づく指導が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになり、条例第8条第3号イの不開示情報を開示することになることから、条例第11条を適用し、開示請求を拒否することが相当であると説明する。

イ そこで、実施機関の説明について次のとおり検討する。

(ア) 本件内容1に係る行政文書開示請求書には、上記第2、2のとおり、本件施設A及び本件施設Bの名称が記載されており、当該施設に係る苦情等に基づく指導の記録に関する行政文書の開示を求めているものと認められる。

(イ) そうすると、本件内容1に係る行政文書の存否を答えることにより、本件存否情報を明らかにすることになるものと認められる。

(ウ) そして、本件存否情報が明らかになると、本件施設A及び本件施設Bの運営法人の業務実施能力等に対して疑いが生じ、当該法人が法令に違反する不適切な業務を行っているのではないかとの憶測を呼び、いわゆる風評被害が発生する等の事態が予想され、当該法人の社会的信用を低下させ、取引の相手方から忌避されるなどのおそれがある。

(エ) したがって、本件存否情報を明らかにすると、本件施設A及び本件施設Bの運営法人の事業活動に支障を及ぼすなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件存否情報は、条例第8条第3号イに該当する。

ウ 以上のことから、本件内容1に係る行政文書の存否を答えるだけで条例第8条第3号イの不開示情報を開示することになると認められるため、実施機関が条例第11条を適用して、本件内容1に係る行政文書の存否を明らかにせず本件請求を拒否した本件決定は、妥当である。

(2) 本件内容2に係る本件決定の妥当性

審査請求人は上記第3、2(3)のとおり主張し、実施機関は、上記第4、1(1)イのとおり本件内容2に係る行政文書を作成及び取得していないと説明するので、次のとおり検討する。

ア 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、その要旨は次のとおりであった。

(ア) 第一種動物取扱業者から、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合に相談があったときには、第一種動物取扱業者が、自身で動物の保護を行っている団体等を探し、相談するよう伝えている。

(イ) 本件施設Aの職員から電話相談があった際に、本件施設Aの動物についても同様に上記(ア)のような一般的な案内を行った。

(ウ) 個別の電話相談記録については、相談内容により必要に応じて行政文書として作成することもあるが、全ての電話相談記録を行政文書として作成しているわけではない。

千葉県行政文書管理規則(平成13年千葉県規則第30号)第3条第1項において「事務の処理は、行政文書によることを原則とする」と規定されており、同規則の解釈指針である「千葉県行政文書管理規則の運用について(平成13年3月30日文書第265号(以下「運用通知」という。))」では「事務を行政文書によって処理することは、権限を有する者が正式の手続を経て行ったものであるかの証拠として、また、権利義務の存否についての証拠としての意味を有するものである」とされている。

そして、この原則に対する例外として、運用通知では「軽微な事項の照会、回答、通知などで電話、口頭などで処理することが事務の迅速的な処理という観点から適当な場合」については行政文書により処理することが必要ではないものとされている。本件についてはこの例外に該当するものとして行政文書を作成しなかった。よって、対象文書は保有していない。

(エ) なお、動物愛護法には、第一種動物取扱業者が動物を取り扱うことが困難になった場合における当該動物の譲渡し等に係る第一種動物取扱業者の努力義務

は規定されているが、都道府県知事が当該動物の譲渡しに関し対応を行うことは義務付けられていない。

イ 上記アのとおり、本件は行政文書により処理することが必要ではない場合に該当するものとして、行政文書を作成していないので対象行政文書は保有していないとする実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。よって、本件内容2に係る本件決定は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 2月22日	諮問書の受付
令和4年11月 8日	審議
令和4年12月13日	審議
令和5年 1月20日	審議
令和5年 2月13日	審議
令和5年 4月26日	審議
令和5年 5月24日	審議
令和5年 6月21日	審議
令和5年 7月19日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田明美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)